

○鳥羽志勢広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例

〔平成11年4月1日
条例第15号〕

改正 平成13年2月22日条例第2号 平成19年12月1日条例第5号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び鳥羽志勢広域連合職員の給与に関する条例（平成11年鳥羽志勢広域連合条例第14号）により、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

（特殊勤務手当の種類）

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- （1）鳥羽志勢クリーンセンター職員の特殊勤務手当
- （2）投入槽等の清掃手当
- （3）一般廃棄物運搬車の運転手当

（特殊勤務手当の額）

第3条 前条に規定する特殊勤務手当の額は、次のとおりとする。

- （1）鳥羽志勢クリーンセンター職員の特殊勤務手当として、勤務した日1日につき400円を支給する。
- （2）投入槽等の清掃手当として、従事した日1日につき2,000円を支給する。
- （3）一般廃棄物運搬車の運転手当として、勤務した日1日につき大型車600円、中小型車400円を支給する。

（支給方法）

第4条 特殊勤務手当は、月の1日から末日までの分を翌月の給料支払日に支給する。

（雑則）

第5条 施設管理者は、特殊勤務従事者を記録する日誌及び特殊勤務手当整理簿を作成し、必要事項を記入の上、保管しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年2月22日条例第2号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、平成19年6月1日から適用する。